

## 契約条件

本ページに記載されている契約条件（以下、「**本条件**」）は、フィリップ モリス ジャパン合同会社（以下、「**当社**」）による物品（以下、「**本物品**」）、成果物（以下、「**本成果物**」）、役務（以下、「**本役務**」）、又は広告出演（肖像等の使用許諾を含む。以下、「**本出演**」）の発注（以下、個別に又は総称して「**本発注**」）に関して適用される諸条件を定めたものである。

### 第1章 一般条項

#### 第1.1条 （定義）

本条件において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

1. 「**関連会社**」とは、Philip Morris International, Inc.（以下、「**PMI**」）を含み、PMI が直接又は間接に支配する会社をいう。
2. 「**受注者**」とは、発注書の宛先及びサプライヤーをいう。
3. 「**発注書**」とは、当社が発行する別紙の PURCHASE ORDER/発注書のことをいう。
4. 「**納品日**」とは、発注書に記載されている納品日/Delivery Date をいい、本条件に別段の定めのない限り、発注内容に応じて、本物品の納品期限、本成果物の引渡期限、本役務の提供期限、又は本出演の実施期限を意味する。
5. 「**当社製品**」とは、当社が日本国内で販売又は提供する製品及びサービスをいうものとし、紙巻たばこ Marlboro、Lark、Philip Morris、加熱式たばこデバイス IQOS、Lil Hybrid、及びオーラルたばこパウチ Zyn を含むが、これらに限られない。
6. 「**当社ブランド**」とは、当社又は関連会社が保有又は管理する商標、標章、商品名、ロゴ等のブランド資産をいい、Marlboro、Philip Morris、IQOS、Zyn その他当社又は関連会社が管理する一切のブランドを含む。

#### 第1.2条 （適用対象）

第1章に定める条項は、すべての本発注に適用される。

#### 第1.3条 （契約の成立）

受注者が発注書を受領した日を含めて3営業日以内に書面による異議を述べない場合、当該期間満了時点をもって、受注者は発注書及び本条件に同意したものとみなし、その時点で、当社と受注者との間において、発注書及び本条件に定める内容の契約（以下、「**本契約**」）が成立する。ただし、受注者が当該期間満了前に本発注にかかる業務（以下、「**本業務**」）の全部または一部の履行に着手した場合、当該履行着手の時点をもって受注者が発注書および本条件に同意したものとみなし、同時に本契約が成立したものとする。

#### 第1.4条 （本条件と基本契約等の優先関係）

本条件は、当社と受注者との間に別途締結される取引基本契約書、業務委託基本契約書、個別契約書、又はそのほかにこれに準ずる契約書（以下、総称して「**基本契約等**」）が存在する場合には、基本契約等の規定が本条件に優先して適用される。

#### 第1.5条 （業務の履行）

1. 受注者は、本業務を履行し、完了後直ちにその旨を当社に報告する。
2. 受注者は、本業務の全部又は一部を納品日までに完了できないと判断した場合、直ちにその理由及び完了予定日を当社に通知し、当社に指示を仰ぐものとする。
3. 前項に基づく通知又は当社による指示がなされたこと、又は当社による指示がなされなかったことは、本業務の履行の完了の遅延を免責するものではない。
4. 受注者による本業務の履行が遅延した場合、当社は、受注者に対し、納品日の翌日から本業務履行が完了するまでの遅延日 1 日につき、未履行分に相当する金額に対し、年 10% の割合による違約金を請求することができる。ただし、当該遅延が受注者の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りでない。
5. 前項の規定に加え、当社は、受注者が本業務の履行が遅延したことにより現実に損害を被った場合、受注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。ただし、当該遅延が受注者の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りでない。

#### 第1.6条 （支払い）

1. 本物品の納品、本成果物の引渡し、本役務の提供、又は本出演の実施後、受注者は納品書その他本業務の履行が完了したことを証する書面を添付した請求書又は INVOICE を、当社に対し、遅くとも 5 営業日以内に提出する。
2. 受注者が適格請求書発行事業者として登録されている場合、受注者は、消費税法に規定される適格請求書の要件が充足された請求書を当社に交付する。
3. 受注者が法人ではなく個人である場合、所得税法第 204 条の対象となる場合、当社は当該対価から法定の厳選所有税及び復興特別所得税を控除した残金を受注者に支払う。
4. 当社は、請求書の受領日から発注書に記載する期間内に本発注の対価を受注者の指定する銀行口座へ送金する方法により支払う。なお、送金に要する費用は当社の負担とする。

#### 第1.7条 （費用の負担）

本業務の履行に必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、別途書面により合意した場合にはこの限りでない。

#### 第1.8条 （知的財産権の帰属）

1. 受注者は、当社が貸与した図面等又は提供した情報に基づき、受注者又は受注者の従業員が発明、考案、若しくはその他の技術的成果（以下、総称して「**本発明等**」）を創作した場合、直ちにその内容、経緯等を当社に報告し、本発明等の出願、登録等について、当社と協議する。
2. 本発注により受注者が考案、若しくは創作した意匠及びデザイン（以下、総称して「**本意匠**」）は、本発注の委託料の支払をもって、当社及び関連会社に帰属し、当社及び関連会社は日本国内外を問わず本意匠を利用することができる。また、受注者は、当社から依頼があった場合は、受注者の名義で本意匠につき意匠権登録を行い、当社（当社の指定がある場合は、関連会社）の専用実施権を登録する。この場合を除き、受注者は、本意匠につき意匠権を登録することはできない。
3. 本業務の履行に関連して創作された著作物について生じる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、当社及び関連会社に帰属する。受注者は、創作した著作物についての著作者人格権を行使しない。
4. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第1.9条 （知的財産権の使用）

1. 当社は、受注者が本業務を履行するために必要な場合、受注者に対し、当社又は第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権又はその他の知的財産権（以下、総称して「当社知的財産権」）を使用することができる。この場合、受注者は、当社知的財産権を本業務の履行に必要な限度においてのみ使用し、これを第三者に使用させてはならない。
2. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第1.10条（貸与品）

1. 当社は、必要に応じ、受注者に対し、機器、金型、図面、資料等（以下、総称して「貸与品」）を貸与することができる。
2. 受注者は、貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理し、当社から貸与された目的以外に使用してはならず、当社の書面による承諾なく複製又は第三者に再貸与若しくは開示してはならない。
3. 受注者は、貸与された目的を達した場合、貸与品を速やかに当社に返却する。

#### 第1.11条（秘密保持）

1. 当社及び受注者は、本発注を通じて知り得た相手方の営業上及び技術上の情報（本契約の締結前に交渉の段階で開示された情報も含む。以下、「**秘密情報**」）を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報に含まれないものとする。
  - ① 受領の時点で、既に公知となっていた情報
  - ② 受領後に相手方の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - ③ 受領の時点で相手方が既に保有していた情報
  - ④ 受領後に相手方が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を自ら負うことなく開示された情報
2. 前項にかかわらず、受注者は、当社が必要と判断する場合、当社が以下の事項について公表することに同意する。また、受注者は当社からの要求があった場合、以下の事項について、当社の書面による承諾を受けた上で、当社の求める方法により公表する。
  - ① 当社の本発注に対する関与又は寄与の程度又は内容
  - ② 当社の本発注に対する資金提供の有無その他本契約の内容
  - ③ その他当社が合理的に必要と認める事項
3. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第1.12条（債権債務の譲渡の禁止）

当社及び受注者は、相手方の書面による承諾なく、本契約に関する債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又はその他の処分をしてはならない。

#### 第1.13条（再委託の禁止）

1. 受注者は、当社の書面による承諾を得ることなく、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
2. 受注者は、当社の承諾を得て本業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本条件における受注者の義務と同様の義務を遵守させ、再委託先の行為について一切の責任を負う。
3. 当社は、本発注の全部又は一部を第三者に再委託することにつき承諾を与えた場合においても、再委託先の本業務の履行能力に問題がある等の合理的な理由がある場合には、その承諾を撤回し、受注者に対し、再委託の中止又は再委託先の変更を求めることができる。

#### 第1.14条（法令の遵守）

1. 受注者は、本業務の履行にあたり、国内外の法令、条例、官公庁の通達・指導・ガイドライン、適用ある各種団体の自主基準等（以下、総称して「**法令等**」）を遵守し、公正かつ適正に対応しなければならない。
2. 受注者は、当社が法令等の遵守を確認するために必要な報告又は資料の提供を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
3. 受注者は、受注者の行為によって当社又は関連会社に適用ある法令等（米国海外腐敗行為防止法を含むが、それに限られない）に違反することのないようにしなければならない。

#### 第1.15条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び受注者は、相手方に対し、自己並びに自己の関係会社の役員及び自己を代理又は媒介する者その他の自己の関係者が暴力団、暴力団の構成員又は準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法又は不当な行為を行うことを助長し又は助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。改正があった場合には改正後のもの。）第 2 条第 4 号に規定される暴力団関係者を含む。以下、総称して「**暴力団等**」）に該当しないこと、暴力団等に支配されていないこと及び暴力団等と一切の関係を有していないことを確認する。
2. 当社及び受注者は、相手方並びに相手方の関係会社の役員及び相手方を代理又は媒介する者その他の相手方の関係者が以下の各号のいずれかに該当するときは、何等の催告なしに本契約を解除することができる。
  - ① 暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていること又は暴力団等との関係を有していることが判明したとき
  - ② 以下のアからエまでに掲げる行為のいずれかをしたとき
    - ア 虚偽の事実を告げる行為
    - イ 粗野若しくは乱暴な言動を用い、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し若しくは電話をかける行為
    - ウ 暴行又は脅迫にわたる行為その他の違法な行為
    - エ 金銭の支払い、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他の相手方による給付で相手方が法律上の義務を負わないものを、相手方の意思に反して求める行為

#### 第1.16条（損害賠償）

1. 当社又は受注者は、本契約を解除した場合又は相手方が本条件に違反した場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。
2. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第1.17条（監査）

1. 当社、関連会社又はそれらが指定する代理人は、受注者の本条件上の義務履行状況を調査するため、受注者に対し回答に必要な期間を置いて報告を求めることができるとともに、受注者に事前に通知することにより、その事業所の監査を行うことができる。
2. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第1.18条（保険）

受注者は、受注者の責任において、本業務の履行に関するリスクを適切にカバーする内容の保険に、受注者の

費用で加入する。また、受注者は、当社の要求がある場合、かかる保険契約の写しを交付する。

#### 第1.19条（通知）

受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、又は事実が発生するおそれがある場合、速やかに当社に通知しなければならない。

- ① 住所、代表者、商号、又は当社との取引を担当する部門・担当者の変更
- ② 営業の一部又は全部の譲渡、若しくはこれらに準ずる事業上の重大な変更
- ③ 第 1.21 条第 2 項各号に該当する事由

#### 第1.20条（本契約期間）

本契約期間は、本契約成立日を起算日として、本業務の履行及び当社による本発注の対価の支払の双方が完了した日に終了する。

#### 第1.21条（契約の解除）

1. 当社及び受注者は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらずそれを是正しない場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 当社及び受注者は、相手方に以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、催告をすることなく本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - ① 本条件に違反し、その違反を是正する余地がないとき
  - ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てがあったとき、任意整理が開始されたとき
  - ③ 支払の停止（1 回のみの手形又は小切手の不渡りを含む）があったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ 差押え又は仮差押えの決定を受けたとき、競売の申立てがあったとき、又は滞納処分を受けたとき
  - ⑤ 関係官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
  - ⑥ 合併によることなく解散したとき
3. 前項の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社又は受注者は、本契約に基づく債務の期限の利益を喪失する。

#### 第1.22条（表明保証）

1. 受注者は、本契約を締結するための正当な権限を有しており、また法的能力を有していることを表明し、保証する。
2. 当社及び受注者は、本契約の締結及び本契約に基づく義務の負担が各当事者の社内手続に従って正当に承認されたものであることを相手方に対して表明し、保証する。

#### 第1.23条（責任ある調達原則）

1. 受注者は、本発注におけるすべての業務において、PMI の責任ある調達原則(以下、「RSP」)を受領し、これを実施し、遵守することを確認する。RSP の現行版はこちら ([pmi-responsible-sourcing-principles-2023-jp.pdf](#)) から入手できる。
2. 当社又は関連会社が受注者による RSP の違反を知った場合、当社はその旨受注者に通知し、受注者は、速やかに当該違反をすべて調査し、適切な是正措置を講じた上で、これを書面にて当社に報告しなければならない。当該違反が継続していると当社が判断した場合、当社は、本契約をいつでも解除すること

ができる。

#### 第1.24条（協議解決）

本条件に定めのない事項及び疑義のある事項は、商慣習等によるもののほか、当社及び受注者の協議により解決する。

#### 第1.25条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本条件の準拠法は日本法とする。
2. 本条件に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

## 第2章 本物品及び本成果物の発注にかかる特則

#### 第2.1条（適用対象）

本発注が本物品及び/又は本成果物（以下、総称して「**本物品等**」）の発注である場合、第1章に定める一般条項に加えて、本章に定める条項が優先的に適用される。

#### 第2.2条（支給材）

1. 当社は、本物品等の品質・性能等を維持するために必要な場合、その他正当な理由がある場合、受注者に対し、本物品等の材料等（以下、総称して「**支給材**」）を支給することができる。この場合、原則として当社が定める金額による有償支給とする。
2. 受注者は、支給材の引渡しを受けた後速やかに検査し、瑕疵又は数量不足を発見した場合、直ちに当社にその旨を通知し、当社の指示に従う。検査により直ちに発見できなかった瑕疵を後に発見した場合も同様とする。
3. 支給材の所有権は、支給材の代金が完済された時に当社から受注者に移転する。なお、支給材が無償支給された場合、支給材の所有権は当社に留保される。
4. 受注者は、所有権が発注者に留保されている支給材を善良な管理者の注意をもって管理し、当社から支給された目的以外に使用してはならない。

#### 第2.3条（納入）

1. 受注者は、発注書又は別途定める規定に従い、納品書を添付して本物品等を納入日の営業時間内に納入場所に納入する。
2. 受注者による納入に遅延が生じる場合、第1.5条第2項ないし第5項に従う。

#### 第2.4条（検収）

1. 当社は、受注者による納入後、速やかに本発注の仕様等及び数量を検査し、合格したもののみを受け入れる。
2. 受注者は、検査の結果、数量不足又は不合格となったものについては、当社の指示に従い、直ちに代品の納入又は再履行を行う。
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、不合格品のうち使用可能と認めたものについて、代金を適正な評価額に減額してこれを引き取る（以下、「**特別採用**」）ができる。

#### 第2.5条 （数量不足又は超過の場合の処置）

1. 納入された本物品等の数量が発注書に記載された数量に不足していた場合、受注者は、当社の指定する期日までに不足する数量の本物品等を納入する。また、納入された本物品等の数量が発注書に記載された数量を超過していた場合、受注者は、当社の指定する期日までに超過する数量の本物品等を受注者の費用により引き取る。
2. 受注者が超過する数量の本物品等を当社の指定する期日までに引き取らなかった場合、当社は、任意の方法でその本物品等を処分することができる。なお、その場合の処分費用は受注者の負担とする。

#### 第2.6条 （所有権の帰属）

1. 本物品等の所有権は、検収をもって受注者から当社に移転する。ただし、本物品等の所有権が付合等により第三者に帰属することとなる場合にはこの限りではない。
2. 本物品等に関する危険負担は、所有権の移転に伴い当社に移転する。

#### 第2.7条 （品質保証）

1. 受注者は、本物品等について、当社の指定する仕様、適用ある法令及び公に定められた規格・自主基準等に定められた基準に合致し、かつその本物品等が通常有すべき品質・性能を有していることを保証する。
2. 受注者は、本物品等の品質を確保するために適切な品質管理体制の確立に努める。
3. 当社は、受注者に対し、本物品等の品質を保証する書面の提出を求めることができる。
4. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第2.8条 （補修用部品等の供給）

1. 受注者は、本業務の履行の完了後1年間、本物品等の補修等に必要な部品等を供給する義務を負うものとする。ただし、供給条件等については当社及び受注者の協議により決定する。
2. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第2.9条 （契約不適合責任）

1. 受注者による本業務の履行の完了後1年以内に本物品等に契約不適合（本物品等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときをいう。以下同じ。）が発見され、当社がその内容を受注者に対して通知した場合、受注者は、当社の選択する方法に従い、受注者の費用において速やかに本業務の再履行、修補、再納品、又は代金減額の対応をするものとする。
2. 前項の請求は、当社による損害賠償請求を妨げないものとする。
3. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第2.10条 （製造物責任）

1. 受注者は、本物品等につき欠陥（製造物責任法第2条第2項の定義による。以下同様。）がないことを保証する。
2. 本物品等に欠陥があった場合、当社は、受注者に対し、前条第1項の期間経過後といえども、その欠陥により被った損害（本物品等の欠陥に起因する逸失利益、本物品等の欠陥に起因する当社又は第三者の損害の発生又は拡大を防止するための費用、本物品等の欠陥を理由として当社が負担する損害賠償、本物品等の欠陥を理由とする法的紛争を解決するための弁護士費用を含む）の賠償を請求することができる。ただし、本物品等の欠陥が当社の指定した仕様又は当社の指示に起因する場合はこの限りでない。
3. 受注者は、受注者の費用において、前項に基づく賠償責任を担保するに足りる保険に加入しなければなら

ない。ただし、本物品等の性質等に鑑みて保険に加入する必要性がないと当社が認める場合にはこの限りでない。

4. 本物品等の欠陥を理由とする法的紛争が生じた場合、又はそのおそれがある場合、受注者は、その原因の調査及び解決に努める。
5. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

#### 第2.11条（権利侵害）

1. 受注者は、当社が本物品等を事業上の目的に従って使用、修理、改良又は第三者に譲渡（以下、総称して「**使用等**」）することが、第三者の権利を侵害しないことを保証する。
2. 本条件の目的に従って本物品等を使用等することが第三者の権利を侵害する場合、当社は、受注者に対し、その権利侵害により被った損害（権利侵害に起因する逸失利益、権利侵害を回避するため又は権利侵害による損害の拡大を防止するための費用、権利侵害を理由として発注者が負担する損害賠償、権利侵害を理由とする法的紛争を解決するための弁護士費用を含む）の賠償を請求することができる。ただし、権利侵害が当社の指定した仕様等又は当社の指示に起因する場合はこの限りではない。
3. 本条は本契約終了後も有効に存続する。

### 第3章 本出演の発注にかかる特則

#### 第3.1条（適用対象）

当社製品又は当社ブランドに関する広告宣伝に関し、受注者本人又は受注者に所属する個人（以下、「**出演者**」）を起用する場合に、第1章に定める一般条項に加えて、本章に定める条項が優先的に適用される。

#### 第3.2条（出演内容）

出演者は、発注書の「発注品/発注サービス/GOODS OR SERVICES ORDERED」セクションの「品名/Description」欄に記載される各広告施策に対応する「開始日/Start Date」を出演開始日、「納品日/Delivery Date」を出演終了日として読み替えた期間（以下、「**出演期間**」）において、当社が実施する以下の広告施策に出演する。ただし、出演期間内における具体的な実施日時、場所等については、当社と受注者で別途協議の上、書面により決定する。

- ① 静止画撮影
- ② 動画撮影
- ③ インタビュー、パフォーマンスビデオ、スチール写真撮影、PR イベント等の付随業務

#### 第3.3条（本出演の対価）

本出演の対価は、当社が制作する出演者を用いた広告成果物の使用媒体の発行部数、掲載紙（誌）数、動画上映回数等の如何にかかわらず、発注書に記載された金額から変動しないものとする。ただし、当社が広告施策の追加を希望し、受注者がこれに同意した場合、当社及び受注者の協議に基づき、書面により対価を改定する。

#### 第3.4条（肖像等の使用許諾）

1. 受注者は、以下の条件で、出演者の氏名、愛称、肖像、似顔絵、署名、略歴その他の関連情報（以下、総称して「**出演者肖像等**」）を当社に使用させることができる。

- ① 使用目的：当社製品又は当社ブランドに関する広告物制作・販促活動全般、及び当社の社内資料・商談資料等制作
  - ② 使用媒体：媒体の種類・数・使用頻度の制限なく、印刷物広告、屋外広告、POP 広告、SNS 広告、Web 広告、動画媒体、PR 資料、PR イベント、その他商業用途全般
  - ③ 地域：日本国内。ただし、日本国内から発信される通信ネットワーク、日本を主体に離発着する国際線航空機（船舶も含む）の機内ビデオ及び機内誌、日本の新聞として国外で印刷される衛星新聞は、日本国内での使用とみなす。
  - ④ 期間：発注書の「発注品/発注サービス/GOODS OR SERVICES ORDERED」セクションの「品名/Description」欄に記載される「肖像等の使用許諾/License to Use the Performer's Likeness and Related Personal Attributes」に対応する「開始日/Start Date」を「出演者肖像等の開始日」、「納品日/Delivery Date」を「出演者肖像等の終了日」として読み替えた期間（以下、「**使用期間**」）
2. 受注者及び出演者は、当社による出演者肖像等の複製、編集、加工、修正、変形、トリミング、合成等に異議を述べないものとする。
  3. 受注者及び出演者は、広告成果物の内容を事前に確認する権利を有しないものとする。

### 第3.5条 （出演者が有する権利の不行使）

1. 出演者は、自己の肖像、音声、又は姿態について有する一切のパブリシティ権及び肖像権を、前条に基づく当社による出演者肖像等の使用の範囲内においては行使しないものとする。
2. 本出演に実演が伴う場合においても、出演者は出演者が保有する実演に関する権利（著作隣接権に準ずる権利を含む）を行使しないものとする。

### 第3.6条 （保証）

1. 受注者は、出演者が 25 歳以上であり、当社から要求があれば、いつでも年齢確認のための公的身分証明書を提出する又は出演者をして提出させることを保証する。
2. 出演者が受注者に属する個人である場合、受注者は、出演者に対し、本章に定める出演者の義務を遵守させることを保証する。

### 第3.7条 （禁止事項）

受注者及び出演者は、本契約期間を通じて、以下の行為をしてはならない。

- ① 当社又は当社製品・当社ブランドのイメージを損なう行為
- ② 玩具や、子供向け製品の広告出演
- ③ 自己の社会的信用を著しく損なう行為
- ④ 本条件で定める出演義務に反する行為
- ⑤ 当社の承諾なく、撮影内容に関する情報、当社製品・当社ブランドの情報、並びに当社製品・当社ブランドを推奨するようなコメントを SNS 等へ投稿する行為
- ⑥ 当社の競合するたばこ会社と同業種の第三者の広告宣伝に出演者を出演させたり、出演者肖像等を使用させたりする行為
- ⑦ 前各号のほか、当社に出演者の広告起用の継続が不適切であると合理的に判断せしめる行為

### 第3.8条 （出演不能）

1. 出演者の長期入院、疾病、事故、天災地変その他の不可抗力の事由により、出演者が出演期間中に広告撮影又は出演義務を履行できず、又は当社による広告成果物の制作が不能となった場合、当該事由の発

生後7日以内に、当社及び受注者は、出演期間、使用期間、契約料、請求書発行日の変更その他必要な調整につき協議の上、決定する。

2. 前項に定める協議が整わず、又は出演不能若しくは当社による広告成果物の使用不能の事由が長期間継続し回復の見込みがないと当社が合理的に判断した場合、当社は本契約を解除することができる。この場合、当社は未払いの対価に関する支払義務を免れる。
3. 出演者の責めに帰すべき事由（社会的信用を著しく毀損する行為、反社会的勢力との関係、重大な契約違反、故意・重過失による出演不能等）により出演不能又は当社による広告成果物の使用不能が生じた場合、当社は直ちに本契約を解除することができる。この場合、当社は未払いの対価に関する支払義務を免れる。当社が対価の一部を支払い済みの場合、受注者は、「未使用期間に対応する対価」を日割計算により返還し、さらに当社に発生した撮影費用、差替費用、媒体差替費用その他合理的な損害を賠償する。
4. 前項に定める「未使用期間に対応する対価」の日割計算とは、使用期間開始日から当該解除日までの経過日数を365日で除し、発注書に記載される本出演の対価を乗じて算定する方法を指す。